

令和3年度 固定資産税(償却資産)

申告の手引き

十和田市

市税につきましては、平素よりご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
償却資産を所有する方は、地方税法383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について申告していただくことになっております。
つきましては、この手引きを参照のうえ、期限までにご提出くださるようお願いいたします。

提出期限：令和3年2月1日(月)

【申告の際のお願い】

- ◇ 期限間近は窓口が混雑しますので、早めの申告にご協力お願いします。
- ◇ 資産の増減がない場合でも申告が必要です。申告書の備考欄の「増減なし」を○で囲んで申告してください。
- ◇ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄の該当箇所を○で囲むかその旨を記載して提出してください。
- ◇ 郵送により申告する場合で申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

【目次】

| | |
|------------------|-------|
| 1. 償却資産について | P 1 |
| 2. 償却資産の申告について | P 2 |
| 3. 評価額と課税について | P 3～4 |
| 4. 申告書等の記入方法について | P 5～7 |
| 5. その他 | P 8～9 |

～申告書の提出・お問い合わせ先～

十和田市 企画財政部 税務課 固定資産税係

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号
電話 0176-51-6769 (直通)



1. 償却資産について

① 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の、会社や個人で事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されないものが所有するものを含む）をいいます。

② 償却資産の種類と具体例

| 資産の種類 | | | 償却資産の例示 |
|-------|-----------|--------|--|
| 1 | 構築物 | 構築物 | 舗装路面、塀、フェンス、緑化施設、屋外排水設備、カーポート、畜舎、堆肥舎、看板(広告塔等)等 ※家屋として固定資産税がかからないもの |
| | | 建物附属設備 | 受変電設備、蓄電池電源設備、建築設備、テナント内装・内部造作等 |
| 2 | 機械及び装置 | | 各種製造設備、農業用機械・装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備等 |
| 3 | 船舶 | | ボート、漁船、遊覧船等 |
| 4 | 航空機 | | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 |
| 5 | 車両及び運搬具 | | ホイールローダー等の大型特殊自動車 (ナンバープレートの「八戸」等地名の後に、0、00、及び000～009、9、99及び900～999の番号が付されたもの) ※大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の課税対象です。なお、 <u>小型特殊自動車は軽自動車税の対象であるため、償却資産として固定資産税の課税対象とはなりません。</u> |
| 6 | 工具、器具及び備品 | | パソコン、応接セット、ロッカー、医療機器、理容及び美容機器、自動販売機等 |

③ 業種別の主な償却資産

| 業種 | 償却資産の例示 ()内は各資産の耐用年数 |
|--------|---|
| 共通 | パソコン(4)、コピー機(5)、壁掛型ルームエアコン(6)、応接セット(5又は8)、可動間仕切り(3又は15)、広告塔(10又は20)、路面舗装(10又は15)、受変電設備(15)等 |
| 料理飲食業 | テーブル(5)、椅子(5)、厨房設備(8)、冷蔵庫(6)、レジスター(5)、カラオケ機器(5)等 |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子(5)、洗面設備(5)、消毒殺菌設備(5)、サインポール(5)等 |
| 不動産賃貸業 | アスファルト舗装(10)、街路灯(10)、コンクリート塀(15)等 |
| 農業 | 農業用機械及び装置(7)、ビニールハウス(7,8又は10)等 ※最高速度35km/h未満の小型特殊自動車(トラクター等)及びそのアタッチメントは課税対象ではありません。 |
| 小売業 | レジスター(5)、陳列ケース(6又は8)等 |

※耐用年数は減価償却資産の耐用年数表による。

2. 償却資産の申告について

① 申告していただく方

令和3年1月1日現在、市内に償却資産を所有しているすべての法人及び個人です。

また、次の方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
 - (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ※ 該当資産がない場合は、申告書の備考欄の「該当資産なし」を○で囲み、提出してください。

② 申告が必要な資産

令和3年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですが、次に掲げる資産も含まれます。

- (1) 福利厚生のに供するもの（社宅、寮などの備品等）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、現に事業の用に供することができるもの
- (3) 遊休又は未稼働の状態にある資産であっても、現に事業の用に供することができるもの
- (4) 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）
- (5) 家屋に施した建築設備・造作などのうち、償却資産として取り扱うもの（該当する資産は構築物）
- (6) 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入の特例の適用をした資産（即時償却資産）
- (7) 耐用年数が1年以上で取得価格（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

| | 取得価格 | 国税の取扱い | 固定資産税（償却資産）の取扱い |
|-----------|------------------|-------------------|-----------------|
| 個人 の場合 | 10万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| | 10万円以上 20万円未満 | 3年間一括償却 個別減価償却 | 申告対象外 申告対象 |
| | 20万円以上 | 個別減価償却 | 申告対象 |
| | | | |
| 法人 の場合 | 10万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 |
| | | 3年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | 個別減価償却 | 申告対象 |
| | 10万円以上 20万円未満 | 3年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | 個別減価償却 | 申告対象 |
| 20万円以上 | 個別減価償却 | 申告対象 | |

③ 申告対象外の資産

- (1) 土地、家屋（固定資産税のかかるもの）
- (2) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（トラクター、コンバイン、田植機、トレーラー等）
- (3) 無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- (4) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (5) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (6) 観賞・興行用以外の生物
- (7) 平成20年4月1日以降に契約をした法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース（ファイナンス・リース）資産で取得価格が20万円未満のもの

3. 評価額と課税について

① 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、資産の取得年月、取得価格および耐用年数をもとに、資産一品ごとに評価額を算出します。

なお、算出した額が取得価格の5%を下まわる場合は、取得価格の5%が評価額となります。

| | |
|----------|--|
| 初年度評価額 | $\text{取得価格} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) = \text{取得価格} \times A$ |
| 次年度以降評価額 | $\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{前年度評価額} \times B$ |

r：耐用年数に応ずる定率法による減価率

A：半年分の減価残存率で減価残存率表のA欄

B：1年分の減価残存率で減価残存率表のB欄

《減価残存率表》

| 耐用年数 | 減価率(r) | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率(r) | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率(r) | 減価残存率 | |
|------|--------|----------|----------|------|--------|----------|----------|------|--------|----------|----------|
| | | 前年中取得(A) | 前年前取得(B) | | | 前年中取得(A) | 前年前取得(B) | | | 前年中取得(A) | 前年前取得(B) |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 22 | 0.099 | 0.950 | 0.901 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 | 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 |

② 課税標準額、税額の算出方法

■ 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

■ 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告は必要です。

■ 税率及び税額

課税標準額の合計（1,000円未満切捨） × 税率（1.4/100） = 税額（100円未満切捨）

③ 非課税、課税標準の特例など

■非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、非課税該当資産であることを確認できる書類を添えて申告してください。詳しくはお問い合わせください。

■課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、当該資産明細の摘要欄に該当条項を記入し、該当資産であることを確認できる書類を添えて申告してください。詳しくはお問い合わせください。

(例：新型コロナウイルス感染症にかかる中小企業等の特例、生産性革命特例)

④ 課税台帳の閲覧

償却資産の価格などは申告及び調査により決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

償却資産課税台帳に登録された価格などは、税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係有する方への閲覧に供しています。

令和3年度の閲覧は、価格などを償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑤ 国税（法人税・所得税）との主な比較

| 項 目 | 固定資産税の取扱い | 国税の取扱い |
|---|-------------------------------------|--|
| 償 却 計 算 の 期 間 | 暦年（賦課期日制度） | 事業年度 |
| 減 価 償 却 の 方 法 | 一般の資産は旧定率法 | 定率法・定額法から選択 (建物、構築物、建物付属設備は 定額法) |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却（1／2） | 月割償却 |
| 圧 縮 記 帳 の 制 度 | 認められません | 認められます |
| 特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 (租 税 特 別 措 置 法) | 認められません | 認められます |
| 増 加 償 却 | 認められます | 認められます |
| 評 価 額 の 最 低 限 度 | 取得価格の5／100 | 備忘価格（1円） |
| 改 良 費 | 区分評価 (改良を加えられた資産と改良費 を区分して評価) | 原則区分評価（一部合算も可） |
| 中 小 企 業 者 等 の 少 額 資 産 損 金 算 入 の 特 例 (租 税 特 別 措 置 法) | 金額にかかわらず認められません | 認められます |

4. 申告書等の記入方法について

償却資産申告書の記入方法

① 〈住所・氏名〉

住所、氏名はふりがなを付して記入し、押印してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。屋号があれば記入してください。

② 〈個人番号または法人番号〉

個人の方は12桁の個人番号を、法人には13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

③ 〈事業種目〉

事業の種目を具体的に記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

④ 〈事業開始年月〉

個人の方は、事業を開始した年月、法人にはあっては、設立年月を記入してください。

⑤ 〈短縮耐用年数の承認等〉

各項目のそれぞれ該当する方を○で囲んでください。

⑥ 〈資産の所在地〉

市内にある事業所などの資産所在地を記入してください。

⑦ 〈借用資産〉

リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は資産の名称及び貸主の名称を記入してください。

⑧ 〈事業所用家屋の所有区分〉

該当する項目を○で囲んでください。

⑨ 〈備考〉

- 次のような事項を記入してください。
- 前年中に資産の増減がなかった場合は、「1. 増減なし」を、該当資産がない場合は、「2. 該当資産なし」を○で囲む。
 - 廃業・解散などの場合は、「3. 廃業・休業・解散等」を○で囲み、その年月日を記入。
 - 課税標準の特例、非課税又は耐用年数の短縮等を適用した場合は、その届出書、添付書類の名称。
 - 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由（商号変更等）、異動年月日、旧住所、旧氏名等、参考になる事項。
 - 納税管理人を定めている場合は、その方の住所及び氏名
 - その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項。

| 令和3年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳） | | ※所有者コード 9876543 | | 1234567 | |
|-------------------------|---------|--------------------|----------|---------|---|
| 1 構築物 | 2000000 | 2000000 | 4500000 | 有 | 無 |
| 2 機械及び器具 | 1400000 | 3500000 | 15500000 | 有 | 無 |
| 3 船舶 | 0 | 0 | 0 | 有 | 無 |
| 4 航空機 | 0 | 0 | 0 | 有 | 無 |
| 5 車両及び運搬具 | 1500000 | 5000000 | 2500000 | 有 | 無 |
| 6 及び備品 | 1800000 | 2000000 | 5750000 | 有 | 無 |
| 7 合計 | 5750000 | 21250000 | 21250000 | 有 | 無 |

| | | |
|---------------|---|---|
| 8 短縮耐用年数の承認 | 有 | 無 |
| 9 増加償却の届出 | 有 | 無 |
| 10 非課税該当資産 | 有 | 無 |
| 11 課税標準の特例 | 有 | 無 |
| 12 特別償却又は短期償却 | 有 | 無 |
| 13 額面計上/償却方法 | 有 | 無 |
| 14 青色申告 | 有 | 無 |

| | | |
|---------------------------|--------------------|---|
| 15 市(区)町村(特別区)等事業所等資産の所在地 | 〒1234567 東京都千代田区〇〇 | |
| 16 借用資産 | 有 | 無 |
| 17 事業所用家屋の所有区分 | 自己所有 | |
| 18 備考(添付書類等) | ⑨ | |

| | |
|-------------|--|
| 1 増減なし | |
| 2 該当資産なし | |
| 3 廃業・解散・休業等 | |
| 4 その他 | |

企業の電算処理により申告される方のみ記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

- ◎ 昨年申告された方は、令和2年1月2日から令和3年1月1日までに取得した資産を記入してください。
- ◎ 初めて申告される方は、令和3年1月1日現在所有しているすべての資産を記入してください。

| 青森県十和田市 | | 令和3年度 | | 種類別明細書（増加資産・全資産用） | | 所有者の氏名又は名称 | | ② 枚目のうち | |
|---------------------|-------|------------|--------|-------------------|-------|------------|-------|------------|----------|
| * 所有者コード 9876543 | | 1234567 | | 役所印刷株式会社 | | 1枚目 | | 1枚目 | |
| 行番 | 資産コード | 資産の名称等 | 取得年月 | 取得価額 | 減価償却率 | 価額 | 課税標準額 | ③ 追加 | ⑨ 摘要 |
| 01 | | アスファルト舗装工事 | R 2 4 | 2 000 000 | 10.0 | | | 1-2 3-4 | |
| 02 | | 印刷機 | R 2 4 | 1 500 000 | 3.0 | | | 1-2 3-4 | |
| 03 | | 自動梱包機 | H 30 8 | 1 200 000 | 7.0 | | | 1-2 3-4 | R2月 三R工場 |
| 04 | | デジタル印刷機 | H 28 6 | 800 000 | 4.0 | | | 1-2 3-4 | 申告もれ |
| 05 | | 成務ロッター式 | R 2 10 | 250 000 | 8.0 | | | 1-2 3-4 | |
| 06 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 07 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 08 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 09 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 10 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 11 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 12 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 13 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 14 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 15 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |
| 16 | | | | | | | | 1-2 3-4 | |

記入不要
電算処理により、全資産申告される場合は、記入してください。

③ <資産の種類>
資産の種類に記入する番号は下記のとおりです。

| 番号 | 資産の種類 |
|----|-----------|
| 1 | 構築物 |
| 2 | 機械及び装置 |
| 3 | 船舶 |
| 4 | 航空機 |
| 5 | 車両及び運搬具 |
| 6 | 工具、器具及び備品 |

④ <資産の名称等>
20文字以内で記入ください。

⑤ <取得年月>
年号は、令和→「R」
平成→「H」
年月は、資産を取得した年月を記入してください。
ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

⑥ <取得価額>
資産を取得するために支出した金額または支出すべき金額（付帯費を含む）を記入してください。なお、圧縮記帳は固定資産税において認められておりませんので圧縮額を含めた取得価格を記入してください。

⑦ <耐用年数>
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表に掲げる耐用年数を記入してください。
なお、中古資産に見積もり耐用年数を適用している場合は短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。

① <種類別明細書（増加資産・全資産用）>
増加資産の申告をする場合は「増加資産」、所有する全資産の申告をする場合は「全資産用」を○で囲んでください。

② <枚のうち 枚目>
用紙の総ページ数と、何枚目に当たるかを記入してください。

⑧ <増加事由>
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

| 番号 | 増加事由 |
|----|-----------|
| 1 | 新品取得 |
| 2 | 中古品取得 |
| 3 | 移動による受け入れ |
| 4 | その他 |

⑨ <摘要>

- 課税標準の特例の適用がある資産については適用条項
- 他の市町村からの移動等により受け入れた資産については移動の年月とその旨の表示
- 耐用年数の短縮を適用している資産についてはその旨の表示
- 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
- その他当該資産の価格決定に必要な事項

種類別明細書（減少資産用）の記入方法

- ◎ 令和2年1月2日から令和3年1月1日までに移動（減少または修正）した資産を記入し、内容に変更があったページのみ提出してください。
- ◎ 印字されている内容は、令和2年11月1日時点のものです。

| 青森県十和田市 | | 令和3年度 | | 種類別明細書（減少資産用） | | 所有者の氏名又は名称 | | 1枚のラフ | |
|--------------------|------|----------------|-------------|---------------|-------------------------------|--------------|--|-------|------------|
| 9876543 | | 1234567 | | 役所印刷株式会社 | | 1枚目 | | | |
| 行番 1 減少 2 修正 | 異動区分 | 資産の名称等 | 取得年月 年 月 | 取得価額 | 減少の事由及び区分 | | | | 摘要 |
| | | | | | 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 | 1 全部 2 一部 | | | |
| C1 | 1・2 | コンクリート舗装 | 昭和61.6 | 1,500,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C2 | 1・2 | 変電設備 | 平成20.4 | 1,000,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C3 | 1・2 | 【構築物 小計】 | | 2,500,000 | | | | | |
| C4 | 1・2 | 印刷機 | 平成15.10 | 1,500,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C5 | 1・2 | 印刷機 | 平成25.12 | 2,000,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | 2台を八戸工場へ移動 |
| C6 | 1・2 | 印刷機 | 平成28.4 | 3,000,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | 名称変更 |
| C7 | 1・2 | 大型印刷機 | 平成30.6 | 3,500,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C8 | 1・2 | 【機械及び装置 小計】 | | 14,000,000 | | | | | |
| C9 | 1・2 | ホームページ | 平成30.8 | 700,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | 取得年月の修正 |
| C10 | 1・2 | パソコン | 平成30.5 | 800,000 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C11 | 1・2 | 【工具、器具及び備品 小計】 | | 1,500,000 | | | | | |
| C12 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C13 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C14 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C15 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C16 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C17 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C18 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C19 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| C20 | 1・2 | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | |
| 小 計 | | | | | 18,000,000 | | | | |

① <異動区分>
「1」又は「2」のどちらかを○で囲んでください。
「1」：行番の資産が全部減少した場合
「2」：資産の一部が減少した場合、資産の一部を修正する場合

② <減少等の事由>
資産が減少した事由（1）とその区分（2）について、該当する番号を○で囲んでください。
（1）「1：売却」「2：滅失」「3：移動」「4：その他」
（2）「1：全部」「2：一部」

③ <摘要>
該当資産については、次のような事項を記入してください。
（1）「売却」、「移動」の場合は、その受け入れ先の名称等
（2）資産の一部減少、一部修正の場合は、具体的な事由
例）数量○台減少、取得価格○円から△円へ訂正、耐用年数○年から△年へ修正、名称変更等
（3）その他、該当資産の価格の決定にあたって必要な事項

5. その他

① 調査協力のお願い

十和田市では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査や申告書等の書面調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、調査に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく、5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

② 国税資料の閲覧について

十和田市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧内容と市への申告内容に差が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

③ マイナンバーについて

「償却資産申告書の記入方法」（5ページ）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰で記載してください。

なお、マイナンバーの記載がない場合でも受理を拒むことはありません。また、資料の不足などにより本人確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして取り扱います。

◆本人確認資料の添付について

個人番号（法人番号を除く）を記載した申告書に、以下の書類をそれぞれ1種類ずつ添付していただきますようお願いいたします。

なお、法人番号を記載した申告書を提出される場合は、本人確認はありません。

A. 本人が申告書を提出する場合 ※それぞれいずれか1点

| 番号確認資料 | 身元確認資料 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（裏面）通知カード住民票（個人番号付き） | <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（表面）運転免許証パスポート 等 |

B. 代理人が申告書を提出する場合 ※それぞれいずれか1点

| 本人（委任者）の番号確認資料 | 代理権確認資料 | 代理人の身元確認資料 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（裏面）の写し通知カードの写し住民票（個人番号付き）の写し | <ul style="list-style-type: none">委任状 等 | <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（表面）運転免許証パスポート 等 |

C. 電子申告（eL TAX）を利用される場合

電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料は不要です。

④ 申告の提出について

◇ 提出書類

| 申告対象者 | | 提出書類 | 備考 (記入方法は5～7ページ) |
|--------------|-----------|---|---------------------------|
| 初めて申告する方 | | <ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用） | 申告書「備考」欄の「該当資産なし」を○で囲む |
| 資産を所有していない方 | | | |
| 電算申告をする方 | | <ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用） 種類別明細書（減少資産用） | 令和2年1月2日から令和3年1月1日までの増加資産 |
| 前年に申告している方 | 資産の増減がある方 | | |
| | 資産の増減がない方 | | |
| 廃業・解散・閉鎖された方 | | ・償却資産申告書 | 「備考」欄の「該当項目」を○で囲む |

※提出書類の様式は十和田市ホームページ (<http://www.city.towada.lg.jp/>) 内の「申請届出様式ダウンロードサービス」よりダウンロードできます。

◇ 申告方法による注意事項

| 申告方法 | 注意事項等 |
|-------------------|--|
| <u>書類</u> による申告 | 窓口に直接提出される場合、マイナンバー等の書類の確認をさせていただきます。 郵送で提出する方法で申告書控えの返送を希望される場合は、 <u>宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封</u> してください。 |
| <u>電子申告</u> による申告 | (一社) 地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「 <u>e L T A X (エルタックス)</u> 」により所定の手続きに従って申告データを送信してください。※詳しくは「e L T A X (エルタックス)」のホームページ(http://www.eltax.jp/)をご覧ください。 |

◇ 不申告または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条並びに十和田市税条例第75条により、過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰則を科せられることがありますので、必ず申告期限内に正しい申告をしてください。

◇ 提出先

十和田市役所 本館 1階 税務課 固定資産税係

(〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号)